

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成28年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役員 の数(人)	備考
1	定期土地賃貸借(埼玉共同倉庫) 平成28年4月1日～平成29年3月31日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年4月1日	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 -15-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該建物が最適であり、継続契約し仕様す ることが事業の運営上必要であるため。	3,018,659	3,018,659	0	
2	定期建物賃貸借(長野事務センター算 定基礎届審査事務室) 平成28年5月2日～平成28年9月30日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年4月12日	小妻清ホールディングス株式会 社 長野県長野市中御所岡田45- 1	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	4,677,688	4,677,688	0	
3	定期建物賃貸借(高崎広域事務セン ター算定基礎届審査事務室) H28.6.1～H28.11.30	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年4月26日	株式会社 丸板 東京都新宿区新宿6-29-3 新宿桑原ビル6F	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	7,724,160	7,724,160	0	
4	定期建物賃貸借(新潟事務センター算 定基礎届審査事務室) 平成28年5月1日～平成28年10月31日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年4月27日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6- 6	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	3,824,946	3,824,946	0	
5	定期建物賃貸借(埼玉事務センター) 平成28年5月23日～平成28年6月30日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年5月2日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4- 35	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	2,509,001	2,509,001	0	
6	定期建物賃貸借(茨城事務センター算 定基礎届審査事務室) 平成28年6月15日～平成28年10月21 日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年5月6日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2-6-1	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	1,858,836	1,858,836	0	
7	定期建物賃貸借(埼玉事務センター) 平成28年6月15日～平成28年10月14 日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年5月13日	大栄不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町1-1- 8	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	4,131,449	4,131,449	0	
8	定期建物賃貸借(埼玉広域事務セン ター) 平成28年7月1日～平成30年3月31日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年5月20日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4- 35	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	160,405,149	160,405,149	0	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成28年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
9	衛生管理業務委託(埼玉事務センター 増床分) 平成28年8月8日～平成30年3月31日	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年8月8日	東京ビジネスサービス株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル管理の面から、貸主より業者指定さ れているため。	6,522,301	6,522,120	0	
10	保管庫の購入(新潟事務センター)	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年8月10日	株式会社 タナカ・ジム 石川県金沢市天神町1-13-8	日本年金機構会計規程第14条第4号 契約に係る予定価格が少額であるため。 (オープンカウンター方式による見積合わ せ)	1,534,660	1,415,124	0	
11	定期建物賃貸借(高崎広域事務セン ター6階) H28.12.1～H29.3.31	日本年金機構 理事長代理人 北関東・信越地域第一部長 土子 弘 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	平成28年9月21日	株式会社 丸板 東京都新宿区新宿6-29-3 新宿桑原ビル6F	日本年金機構会計規定第14条第1号 地域、面積、借料等を勘案した結果、当 該ビルが最適であり、当該ビル所有者と 契約することが事業の運営上必要である ため。	1,468,800	1,468,800	0	